

名古屋市新たな劇場の整備・運営等検討懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 開業から50年が経過する市民会館を改築し新たな劇場として整備するにあたり、まちづくりや劇場建築、文化芸術等に関する専門的知見を有する者（以下「有識者等」という。）から意見を聴取することを目的として、名古屋市新たな劇場の整備・運営等検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見の聴取)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 新たな劇場の整備の方向性やあり方に関する事項
- (2) 新たな劇場の運営の方向性やあり方に関する事項
- (3) 新たな劇場を核とした文化芸術施策の方向性やあり方、展開等に関する事項
- (4) その他新たな劇場に関する検討に必要な事項

(構成)

第3条 懇談会は、有識者等のうち市長が懇談会の委員（以下「委員」という。）として指名する者により構成する。

- 2 懇談会に座長を1名置く。
- 3 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、懇談会の議事を進行する。

(会議)

第4条 懇談会は、必要の都度、観光文化交流局長が委員を招集して開催する。

- 2 観光文化交流局長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 3 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第36条各号に該当する場合は、非公開にすることができる。
- 4 懇談会の会議の傍聴に係る手続及び傍聴する者が遵守すべき事項については、別に定める。

(謝金等)

第5条 委員及び前条第2項に規定する有識者等には、懇談会への出席又は意見の聴取に係る謝金及び旅費を支払うことができる。

- 2 謝金の額は、日額12,600円（源泉徴収所得税額含む）とし、懇談会出席に係る旅費の額は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算出する。ただし、行政機関の職員である者及び謝金の受け取りを辞退した者には支給しない。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催等に関し必要な事項は、観光文化交流局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。